

土地区画整理事業の仕組み

公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更を行う事業であり、健全な市街地の造成を図ることにより、公共の福祉の増進に資することを目的とする事業です。

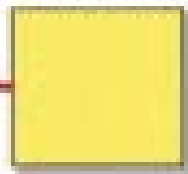
整理前



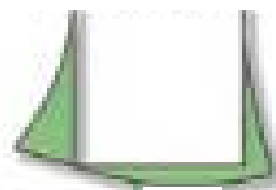
Aさんの整理前の宅地



Aさん整理後の宅地(換地)



減歩された宅地



移転

工事



整理後



公共減歩
(道路・公園等の用地になる)

保留地減歩

保留地

事業費に充てる

**家屋移転
補償費**

道路、公園などの
整備費、
宅地の整備費

事業費

県費、市費
国庫補助金
保留地処分金
公管金
その他

(1) 換地

整理後の宅地は、整理前の土地の位置、面積、環境、利用状況等に応じて適性に定める。

(2) 公共減歩

地区内に新たに必要となる道路、公園等の用地は、地区内の土地所有者が少しずつ出し合うことによって生み出します。

(3) 保留地減歩

事業費の一部をまかなうため、売却する土地を地区内の土地所有者が少しずつ出します。